

## 議 事 概 要

会 議 名	令和6年度第1回 出水警察署協議会
会 議 日 時	令和6年6月27日（木）午後3時から午後5時まで
会 議 場 所	出水警察署2階会議室
出 席 者	1 警察署協議会 会長以下6人 2 警察署 署長以下8人
<p>1 開会</p> <p>2 会長挨拶</p> <p>3 署長挨拶</p> <p>4 署幹部紹介</p> <p>5 協議</p> <p>協議は、会長の進行で行われ、各事項について、次のとおり協議した。</p> <p>(1) 管内の治安情勢及び業務推進状況</p> <p>署長が当署の治安情勢等について説明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 犯罪状況等 （刑法犯の認知・検挙状況等）</li> <li>○ 特殊詐欺等 （発生状況、SNS型投資詐欺・SNS型ロマンス詐欺が急増している現状等）</li> <li>○ 少年犯罪等</li> <li>○ 人身安全関連事案等</li> <li>○ 交通事故発生状況、交通違反取締り状況等</li> <li>○ 地域警察官の活動状況等</li> <li>○ 防災関係等</li> <li>○ 会計関係</li> <li>○ 警察安全相談等</li> <li>○ 各種活動状況</li> </ul> <p>(2) 警察行政に対する意見・要望等について</p> <p>ア 暴走バイクに対する取締り要望について</p> <p>要望： 最近、昼夜を問わず、爆音を響かせて暴走しているバイクがあり、その騒音に住民が悩まされているので、取締りの強化を</p>	

お願いしたい。

回答： 警察では、改造・暴走バイク等の悪質な交通法令違反者の検挙活動を行いつつ、暴走志向の傾向のある若者の動向把握活動を行っています。

また、暴走志向者と思われる少年らが集まっている場合には、運転行為が認められなくても、積極的に声掛けを行い、暴走行為を抑止するとともに、改造バイクや運転手の情報を収集して取締りに活用しています。

本年6月には、暴走バイクの運転手として把握した18歳の有職少年を無免許運転で検挙しました。

今後も、引き続き取締りを強化していきます。

#### イ 高齢者の運転免許返納について

要望： 高齢者の運転免許返納の状況と返納を促すためのPR活動をどのように行っているかを教えてもらいたい。

回答： 運転免許証の自主返納の状況は、

令和5年中

鹿児島県内 5,357件

出水警察署管内 216件

令和6年4月末現在

鹿児島県内 1,930件

出水警察署管内 75件

です。

手続は、免許管理課又は各警察署で行うことができ、有効期限内の運転免許証を持参していただければ手続ができ、手数料はかかりません。

原則として、本人が申請を行うこととなっていますが、本人が申請することが困難な場合には、本人の意思を警察職員が確認できる場合に限り、代理人の申請を受理することができます。

また、自主返納の際に、要望があれば、「運転経歴証明書」や出水警察署で発行している「運転免許自主返納カード」の交付を受けることができます。

次に、PR活動についてですが、県警ホームページに内容を記載しているほか、出水市役所のホームページにも、自主返納によるメリットとして、タクシーやバス利用時の割引、温泉施設利用時やホテル、旅館の宿泊料金の割引を受けられる制度が掲載されています。

そのほか、鹿児島放送で毎週日曜日に放映されている「プ  
ラッピーの交通安全教室」やラジオや広報誌を活用した広報活動、  
高齢者を対象とした交通安全教室の際に広報活動を行っていま  
す。

要望： 高齢者の中には、普段の運転が危ない方が返納したがない  
ケースも多く、交通事故が心配である。

手続方法や自主返納した場合のメリット等をホームページな  
どに掲載されているということですが、高齢者は、ホームペー  
ジの類いを見ない方がほとんどである。

高齢者の集う場で、手続方法や自主返納した場合のメリット  
等を記載したペーパーを配布して説明するとか、高齢者に直接  
働き掛けるようなPR活動を積極的に行ってもらいたい。

ウ 県警あんしんメールの活用状況や登録状況を教えてもらいたい、また  
LINEを利用した同じようなものはないのかを聞きたい。

要望： 私は、外国人を指導する立場にあるが、以前、外国人が公園  
でテレビ電話機能を使い母国と通信をしていた時に、小学生に  
不審者と間違われた。

この件は、県警あんしんメールで配信されたため、その内容  
を見た私の知人が「まさか」と思い、すぐに対象と思われる外  
国人に連絡をし、声掛け事案ではなかったと確認できた。

しかし、その時は、「不審者ではなかった。」という結果を  
早急に知らせる手立てがなかった記憶がある。

県警あんしんメールは、とても便利なものであるのに、あま  
り知られていないのではないかと感じるが、同メールの現在の  
活用状況や登録状況はどうなのかを知りたい。

また、LINE等を利用した警察情報の配信はないのだろうか。

今はメールよりもLINEを利用する人が多いと思うので、警察  
でもLINEを活用して不審者等の情報を発信すれば、登録者数も  
増える思う。

回答： 県警では、県内で発生した

- 子供及び女性に対する声掛けやつきまとい事案、公  
然わいせつ事案
- 強盗等重要又は特異な犯罪発生の情報
- うそ電話詐欺の発生及び被害防止情報
- 高齢者等の行方不明事案情報
- 防犯パトロール等に有益な情報

などを「県警あんしんメール」で配信しています。

現在の登録会員数は、

令和6年4月末現在 2万2,106人

で、配信状況については、

令和4年中 794回

令和5年中 786回

令和6年4月末現在 200回

です。

先ほどのお話の中の、「不審者情報が結果として不審者ではなかった。」と判明したような場合には、解決情報も配信しております。

なお、県警では、LINE等のソーシャルメディアでは、「県警あんしんメール」の様な直接的な情報配信は行っておりません。

(3) 速度取締りの指針

交通課長が、

- 当署管内の交通事故発生状況(時間帯、場所別)
- 速度取締りの実施方針

を説明した。

(4) 次回開催日程等について

次回開催日について、委員からは特に意見がなく、事務局提案のとおり、令和6年11月頃に開催する方向で調整を進めることに決定した。

備 考